

家賃補助制度の創設に関する意見書（案）

国は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれのある人に対して、安定した住まいの確保を支援するため、令和2年4月から住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給対象を拡大した。

令和2年度の給付金の新規支給決定件数は、13万4,946件で前年度の約3.4倍、支給額は306億2,000万円で前年度の約5.3倍と大幅に増加した。

こうした中、国は本年4月に、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」を公表し、給付金の特例措置を講じたことにより、多くの生活困窮者に活用され、安定した住まいを確保するという一定の役割を果たしたとの見方を示した。また、給付金の在り方については、様々な特例措置のうち、どのような措置を継続・見直しすることが適切と考えられるかという課題や検討の視点も示した。

住まいの確保は暮らしの根幹に関わる問題であり、誰もが安心して暮らすための普遍的な社会保障施策を検討する必要がある。現在の給付金は家主に対するものであり、生活困窮者の自立支援の観点からは、十分なものとは言えない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、住居を失うおそれのある人に対する直接給付の家賃補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て